

豊橋わかば議会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋わかば議会（以下「わかば議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 わかば議会は、次の事項を所掌する。

(1) 政策の提案を行うための調査研究を行い、その結果を市長に報告すること。

(2) その他わかば議会に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 わかば議会は、若者委員（以下「委員」という。）20名以内で組織する。

(応募資格)

第4条 応募する者は、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。

(1) 市内在住、在学又は在勤するものであって、その年度において中学校卒業以上25歳までのもの

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(委員の決定方法)

第5条 委員は第4条を満たす者の中から抽選により決定する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は決定の日から翌年の3月31日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第7条 わかば議会に議長及び副議長を置く。

2 議長・副議長は委員の互選により定める。

3 議長は、会務を総理し、わかば議会を代表する。

4 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第8条 議長は、わかば議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 わかば議会の事務局は、市民協働推進課に置く。

(その他)

第10条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。